

防衛庁が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

防衛庁「平成 15 年度事前及び中間段階の事業評価の政策評価書」における 21 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした評価（10 件）を除いた計 11 件の政策評価（事前評価 9 件及び事後評価（中間段階） 2 件）（注）

（注）研究開発を対象とした評価については、別途整理する予定である。

2 事前の事業評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての的確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I－4－ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」

と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。
- ③ 費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。
- ② また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

（２）審査の結果

防衛庁では、その基本計画において、事前の事業評価として実施するものを以下のとおりとしている。

ア 翌年度から新規に実施しようとする事業について、翌年度以降の防衛庁の施策の企画立案の資とするため、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等

を評価する。

イ 事前の事業評価については、新規正面装備（総事業費 10 億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの、その他重要なもの）を特段の事情がない限り対象とする。

また、防衛庁では、事業の必要性について、防衛庁政策評価及び実績評価実施要領を踏まえ、評価書において、①防衛庁の政策分野及び上位の事業体系における当該事業の役割、②防衛庁が当該事業を実施する理由、③当該年度から実施する必要性、④既存の装備等によらない理由、⑤代替手段との比較検討状況、⑥当該事業における装備品等の数量等の事業内容の必要性・妥当性の観点から説明している。

防衛庁は、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行う」（防衛庁設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 4 条）こと等を任務とし、その任務を遂行するために種々の事業を実施している。それら事業の中には、上位の政策である防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画等により実施が位置付けられているものもある。

事前評価の対象とされた 9 件の事業のうち、自衛隊の装備は 5 件、在日米軍の駐留に関する事務は 3 件、防衛施設周辺的生活環境整備は 1 件である。

事前評価 9 件についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添 1 政策評価審査表（事前評価関係）参照）。

【審査結果整理表】

整理 番号	政策	手段	得ようと する効果 の明確性	効果の達成見込み に関する検証方法		効果の把 握の方法 の特性性	効 率 性 に 関 す る 情 報
				推論	その他		
1	弾道ミサイル防衛(BMD)システム	イージス艦、ペトリオットシステム、バッジシステムの改修等(SM-3ミサイル及びPAC-3ミサイルの取得を含む)を実施	○	○	実験	○	中期防衛力整備計画策定段階において検討(総括なお書参照)
2	護衛艦(13,500トン型DDH)	情報・指揮通信能力(護衛隊群司令部の作戦指揮区画や多目的区画の新設等)及びヘリコプター運用・整備能力(複数のヘリコプターの同時発着艦の可能化及びエンジンの取り外しも含めた高度な整備が可能な整備スペースの設置等)等を向上させた護衛艦(13,500トン型DDH)の建造	○	○	実験	○	
3	潜水艦(2,900トン型SS)	新推進システム、艦制御システム及び武器システムを搭載した潜水艦(2,900トン型SS)の建造	○	○	実験	○	
4	掃海艇(570トン型MSC)	ホーミング(自動追尾)機雷等、高性能機雷に対応する水中航走式機雷掃討具を搭載した掃海艇の建造	○	○	実験	○	
5	要撃戦闘機(F-15)近代化改修	要撃戦闘機(F-15)4機の近代化改修(レーダー、セントラルコンピューター、発電機、冷却システムの換装)	○	○	実験	○	
16	キャンプ瑞慶覧の一部返還に伴う工作物等(運動施設)移設工事	嘉手納弾薬庫地区内に工作物等(運動施設)を移設すること	○	○	国際的合意	○	
17	入間基地周辺障害防止対策事業(鵜ノ木排水路)	狭山市が行う入間基地及び周辺地域の雨水を入間川に排水する新たな排水路の整備に対する補助	○			○	○
18	提供施設の整備(三沢飛行場における管理棟(施設)整備事業)	1地区に事務室、整備室、倉庫等を用途別に8棟に集約し、附帯施設(駐車場、通信設備等)も併せて整備	○			○	○
19	提供施設の整備(キャンプ瑞慶覧における倉庫(一般)整備事業)	倉庫1棟(鉄筋コンクリート2階建)及び附帯施設(駐車場、通信設備等)を整備	○			○	○
合 計 (9政策)			○=9			○=9	○=3

総括記述	自衛隊の装備関係、在日米軍の駐留に関する事務及び防衛施設周辺的生活環境整備のいずれについても、得ようとする効果は明確にされており、また、効果の把握の方法も特定されている。 効果の達成見込みの検証方法についてみると、防衛庁では、自衛隊の装備については、運用試験の結果及び部隊配備後の運用実績や防衛庁技術研究本部での各種実験結果など実証的な根拠を基に、得ようとする効果の達成を見込んでいる。また、在日米軍の駐留に関する事務の一つであるキャンプ瑞慶覧の一部返還に伴う工作物等（運動施設）移設工事については、日米合同委員会の合意に基づく在日米軍基地の一部土地返還に当たっての条件として当該事業の実施が定められているものであり、国際的な約束事として、事業実施による効果（土地の返還）は明確であるとしている。その他の在日米軍の駐留に関する事務や防衛施設周辺的生活環境整備における補助事業については、施設の性能が明確でありかつ当該施設の利用が確実に見込まれることから、施設の完成によって得ようとする効果が得られるものであるとしている。 効率性については、防衛庁の政策の特性から、定量的に効果を把握することによる具体的な検証が困難なものが多く見られる。その中で、今回の評価をみると、例えば、入間基地周辺障害防止対策事業（鶴ノ木排水路）では、大雨時の床上浸水等の被害を防止・軽減するための手段として4案を作成し、それぞれを選択した場合について、費用、土地買収必要の有無、難所工事の有無等の項目を比較することで、より効率性に優れている案を採用したとの説明が行われている。このように、防衛庁の事前の事業評価では、具体的手段について、複数の手段と比較検討を行い、より経済的手段を選択していく手法が採られており、定量的に効果を把握することが困難な状況にあって有益な手法であると言える。 なお、自衛隊の装備については、上位の政策である防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画等に基づくものであり、それらの計画の策定段階において代替手段等が検討されていると防衛庁では説明している。
-------------	--

- (注) 1 「整理番号」欄における番号は、防衛庁から送付された評価書に記載された番号としている。
- 2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「－」を記入している。
- 3 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類（推論欄には「○」）を記入している（複数もあり得る）。
- 「推 論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
- ＜その他（例示）＞
- 「比 較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
- 「推 計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
- 「実 験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- なお、施設整備のうち、施設の性能が明確でありかつ当該施設の利用が確実に見込まれることにより、施設の完成によって得ようとする効果が得られることとなるものについては、当該欄に斜線を記入している。
- 4 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「○」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「△」を記入している。
- 5 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「－」を記入している。
- なお、事業の実施が国際的合意に基づくものについては、当該欄に斜線を記入している。

3 事後（中間段階）の事業評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－5－ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。
- ③ 費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（把握された効果と評価結果との関連性について）

事業評価方式を用いた事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合（中間段階の評価）には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査においての点検を行っているのは、次の項目である。

- 中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

（2）審査の結果

防衛庁では、その基本計画において、中間段階の事業評価として実施するものを以下のとおりとしている。

ア 当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとする事業について、事業の継続、変更等の検討及び翌年度以降の防衛庁の施策の企画立案の資とするた

め、中間の段階で当初期待されていた効果が得られたか等を検証した上評価する。

イ 中間段階の事業評価については、新規正面装備（総事業費10億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費10億円以上のもの、その他重要なもの）の開始から概ね10年を経過し、引き続き概算要求するものを特段の事情がない限り対象とする。

中間段階の事業評価2件についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添2政策評価審査表（中間段階の評価関係）参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政 策	手 段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
1	舞鶴（北吸・大波）栈橋等の整備事業	○北吸地区の係留施設及び補給等支援用地の整備等 ○大波地区の燃料搭載栈橋及び給油設備の整備等	○	○	○	○
2	三沢飛行場周辺民生安定助成事業（水道）	三沢市が行う水道設置事業（取水施設、導水施設、浄水施設、配水施設の整備）に対する補助	○	○	○	○
合 計（2政策）			○＝2	○＝2	○＝2	○＝2
総括記述	自衛隊施設である舞鶴（北吸・大波）栈橋等の整備事業について、防衛庁では、中間段階の評価であることから事業全体としての効果把握の時期が到来していないものの、整備の終了した係留施設及び給油設備等の一部については効果を把握しており、また、施設整備により得ようとする効果は明らかであって、施設が完成することで事業全体の目的の効果が得られることになることから、事業の完成を目指して継続するとしている。 また、基地周辺環境整備である三沢飛行場周辺民生安定助成事業（水道）では、同じく中間段階の評価であることから施設は整備の途上ではあるものの、既に完成した取水施設等により断水等が解消されるなど効果を発揮していることから、事業全体の早期完成を目指して継続するとしている。 効率性について、今回の評価においては、舞鶴（北吸・大波）栈橋等の整備事業では、土地買収の有無、給油時間、部隊運用上の制約及び即応性の確保の点について比較検討し、最も適当であるとする案を採用したとの説明が行われている。三沢飛行場周辺民生安定助成事業（水道）では、三沢飛行場の設置・運用による周辺地域住民の飲料水等の不足を緩和するための手段として3案を作成し、それぞれを選択した場合について、費用、新たに整備が必要となる施設等を比較することで、より効率性に優れている案を採用したとの説明が行われている。					

- （注） 1 「整理番号」欄における番号は、防衛庁から送付された評価書に記載された番号としている。
- 2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果につ

いての記載がない場合には「－」を記入している。

- 3 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている（「何が」、「どの程度」、「どうされた」）場合には「○」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「△」を、効果についての記載がない場合には「－」を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「－」を記入している。
- 5 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「○」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「△」を記入している。

（全体注） 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【 別 添 １ 】

政策評価審査表（事前評価関係）

（説 明）

本審査表は、公表された防衛庁の「平成15年度事前及び中間段階の事業評価の政策評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのかを整理して記入した。
	「分類」欄	「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もあり得る。）。 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。 ＜その他の検証方法（例示）＞ 「比較」 過去の同種類似の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの

政策評価審査表（事前評価関係）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1	弾道ミサイル防衛（BMD）システム （大量破壊兵器、その運搬手段たる弾道ミサイル等の拡散状況を踏まえ、我が国国民の生命・財産を守るため、弾道ミサイル攻撃への対処能力を確保）	イーゼス艦、ペトリオットシステム、バジシステム等の改修等（SM-3ミサイル及びPAC-3ミサイルの取得を含む）を実施 【所要経費】 約1,341億円 （後年度負担分含む）	○弾道ミサイル攻撃に対するイーゼスBMDによる上層（大気圏外）での要撃及びペトリオットPAC-3による下層（大気圏再突入時）での要撃が可能	米軍における構成要素ごとの各種地上試験、システム統合形態での迎撃試験の結果等により確認	推論 実験	システム構成要素のモデル及びデータに基づくコンピューター・シミュレーションや各種試験結果から得られる知見をもとに把握	【必要性】 ・「中期防衛力整備計画」（平成13～17年度）（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定）
2	護衛艦（13,500トン型DDH） （○周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力を維持向上 ○大規模災害派遣等の多様な事態にも的確かつ柔軟に対応）	情報・指揮通信能力（護衛隊群司令部の作戦指揮区画や多目的区画の新設等）及びヘリコプター運用・整備能力（複数のヘリコプターの同時発着艦の可能化及びエンジンの取り外しも含めた高度な整備が可能な整備スペースの設置等）等を向上させた護衛艦（13,500トン型DDH）の建造 【所要経費】 約1,164億円 （後年度負担分含む）	○現有のヘリコプター搭載護衛艦「はるな」の後継として、護衛隊群の旗艦及び対潜中枢艦としての役割に加え、大規模災害派遣等の多様な事態に有効に対処するため、情報・指揮通信能力及びヘリコプター運用・整備能力等を向上	技術研究本部で実施した護衛艦の技術開発における各種技術・実用試験を行った結果から確認	推論 実験	各種試験により建造される護衛艦の性能を把握	【必要性】 ・「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定） ・「中期防衛力整備計画」（平成13～17年度）（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
3	潜水艦（2,900トン型SS） ○周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力を維持向上 ○隠密性の確保と省人化を図った潜水艦を整備し、我が国防衛の任務を遂行	新推進システム、艦制御システム及び武器システムを搭載した潜水艦（2,900トン型SS）の建造 【所要経費】 約604億円 （後年度負担分含む）	○現有の潜水艦「はるしお」の後継として、水中での航続時間の延伸を可能とする新推進システムを搭載し、隠密性を確保	技術研究本部で実施した潜水艦の技術開発における各種技術・実用試験を行った結果から確認	推論 実験	各種試験により建造される潜水艦の性能を把握	【必要性】 ・「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定） ・「中期防衛力整備計画」（平成13～17年度）（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定）
4	掃海艇（570トン型MSC） ○周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力を維持向上 ○機雷の搜索と処分をあわせて行える水中航走式機雷掃討具を搭載した掃海艇を整備し、機雷対処能力を向上	ホーミング（自動追尾）機雷等、高性能機雷に対応する水中航走式機雷掃討具を搭載した掃海艇の建造 【所要経費】 約180億円 （後年度負担分含む）	○現有の掃海艇「ひこしま」の後継として、水中航走式機雷掃討具を搭載することにより、部隊の要員を危険にさらすことなく高性能機雷の掃海を行う能力を確保	技術研究本部で実施した掃海艇の技術開発における各種技術・実用試験を行った結果から確認	推論 実験	各種試験により建造される掃海艇の性能を把握	【必要性】 ・「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定） ・「中期防衛力整備計画」（平成13～17年度）（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定）
5	要撃戦闘機（F-15）近代化改修 2010年代以降においても、航空軍事技術の進歩や空からの脅威のすう勢に対応し得る防空能力を確保	要撃戦闘機（F-15）4機の近代化改修（レーダー、セントラルコンピューター、発電機、冷却システムの換装） 【所要経費】 約181億円 （後年度負担分含む）	○レーダーを換装することにより、射程の長い空対空ミサイルを装備し、電子戦能力に優れた航空機に対応 ○セントラルコンピューターを換装することにより、レーダーの換装等に対応 ○発電機を換装することにより、電子機器の換装に伴う所要電力の増加に対応 ○冷却システムを換装することにより、電子機器の換装に伴う発電量の増大に対応	米空軍の改修済みF-15の運用実績	推論 実験	平成15年度における技術的追認により確認するほか、航空総隊隷下部隊に配備される改修機を運用しながら各種データを収集し、効果を把握	【必要性】 ・「中期防衛力整備計画」（平成13～17年度）（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
16	キャンプ瑞慶覧の一部返還に伴う工作物等（運動施設）移設工事 （日米合同委員会での合意に基づき、キャンプ瑞慶覧に所在する工作物等（運動施設）を移設し、米国からキャンプ瑞慶覧の一部土地の返還を受けること。）	嘉手納弾薬庫地区内に工作物等（運動施設）を移設すること。 【所要経費】 約120億円 （後年度負担分含む）	米国からキャンプ瑞慶覧の一部土地の返還を受けること。	当該事業の実施の結果、日米合同委員会で合意された返還条件が整うことから、効果の達成は可能と判断	国際的合意	当該事業が計画通り完了したことにより、日米合同委員会で合意された返還条件が整ったことを確認	【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日条約第7号） ・本事業は、日米合同委員会の合意に基づき、キャンプ瑞慶覧の一部土地の返還を受けるため、必要不可欠
17	入間基地周辺障害防止対策事業（鶴ノ木排水路） （周辺地域の住民生活の安定及び福祉の向上）	狭山市が行う入間基地及び周辺地域の雨水を入間川に排水する新たな排水路の整備に対する補助 ・排水路整備 延長約1,800m 【所要経費】 約40億円（事業費） 約34億円（補助額）	入間基地における建物、道路等の整備に伴う土地の形質の著しい変更により生ずる入間基地の周辺地域における床上浸水等の被害の防止・軽減	補助を実施することで、入間基地における自衛隊施設整備による床上浸水等の周辺地域への被害が防止・軽減されることから、効果の達成は可能と判断		当該事業が計画通り実施されていることを補助事業者の実績報告書等に基づき確認	【必要性】 ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号） ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号） 【効率性】 ・新設排水路の経路の違いによって4案作成し、敷設距離、用地買収、費用、入間川放流位置の適否、急曲線施行箇所等の5項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
18	提供施設の整備（三沢飛行場における管理棟（施設）整備事業） 施設整備により業務の効率化を図り、米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与すること。	1地区に事務室、整備室、倉庫等を用途別に8棟に集約し、附帯施設（駐車場、通信設備等）も併せて整備 【所要経費】 約51億円	狭あい、老朽化、分散化といった従来施設の不都合を解消し、効率のかつ円滑に業務を行うこと。	当該施設を整備することにより、狭あい、老朽化、分散化といった従来施設の不都合が解消されることから、効果の達成は可能と判断		施設面積、施設間の距離について現状と整備後との比較を行い効果を把握	【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日条約第7号） 【効率性】 ・事業実施について2案作成し、老朽化解消、狭あいの解消、管理対象への近接配置、備品等の共有、情報伝達の効率化、経済性の6項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明
19	提供施設の整備（キャンプ瑞慶覧における倉庫（一般）整備事業） 施設整備により業務の効率化を図り、米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与すること。	倉庫1棟（鉄筋コンクリート2階建）及び附帯施設（駐車場、通信設備等）を整備 【所要経費】 約12億円	狭あい、老朽化（コンクリートのはく離、鉄筋の腐食、雨漏り）といった従来施設の不都合を解消し、効率のかつ円滑に業務を行うこと。	当該施設を整備することにより、狭あい、老朽化といった従来施設の不都合が解消されることから、効果の達成は可能と判断		施設面積、コンクリートのはく離、鉄筋の腐食、雨漏りといった問題について現状と整備後との比較を行い効果を把握	【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日条約第7号） 【効率性】 ・事業実施について2案作成し、老朽化解消、狭あいの解消、代替施設の確保、敷地の確保の4項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明

（注）防衛庁「平成15年度事前及び中間段階の事業評価の政策評価書」を基に当省が作成した。

政策評価審査表（中間段階の評価関係）

(説 明)

本審査表は、公表された防衛庁の「平成15年度事前及び中間段階の事業評価の政策評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握した効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄		把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（中間段階の評価関係）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
1	舞鶴（北吸・大波）栈橋等の整備事業 （海上警備行動や災害派遣等の緊急出港時の後方支援能力の向上を図り、ひいて周辺海域の防衛能力及び海上交通の安全確保能力の向上）	○北吸地区の係留施設及び補給等支援用地の整備等 ○大波地区の燃料搭載栈橋及び給油設備の整備等 【所要経費】 約25億円 （後年度負担分含む） 【総費用】 約200億円 【事業期間】 平成6年度～18年度	海上自衛隊舞鶴地区を母港とする第3護衛隊群における即応性を確保した弾力的かつ効率的な運用 〔北吸地区〕 係留能力：大型艦艇10隻 港内水深：大型護衛艦（基準排水量：7,250トン）に対応可能とするなど 〔大波地区〕 港内水深、給油設備等：大型補給艦（基準排水量：13,500トン）、大型護衛艦（基準排水量：7,250トン）に対応可能とする。	○事業の実施を通じ、以下の点から効果を把握 ・港内で安全に係留している艦艇の数 ・物品搭載等の状況 ・艦艇への給油時間	港湾施設を使用しながらの整備工事であることから、既に整備の終了した部分について、運用制限の解消等の効果が現れている。	【必要性】 ・「中期防衛力整備計画」（平成13～17年度）（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定） 【効率性】 ・土地買収の有無、給油時間、部隊運用上の制約、即応性の確保の点から代替手段と比較検討し、効率性に優れている案を採用したことを説明	当該事業全体の完成を目指し、事業を継続

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性 に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
2	三沢飛行場周辺民生安定助成事業（水道） （三沢飛行場の設置・運用により周辺地域住民が生活上被る障害（飲料水等不足）の緩和に資するとともに周辺地域の住民生活の安定及び福祉の向上）	三沢市が行う水道設置事業（取水施設、導水施設、浄水施設、配水施設の整備）に対する補助 【所要経費】 約52億円（事業費） 約31億円（補助額） 【事業期間】 平成4年度～22年度	三沢市における飲料水等の確保・供給の安定化 （計画給水人口） 46,100人 （最大給水量） 約28,000m³/日	既に整備が完了した部分について、当該事業が計画通り実施されていることを補助事業者の実績報告書等に基づき確認	取水量の減少による水圧の低下のために三沢市南部の高台地区で生じていた断水等の著しい障害が解消 （整備終了施設） ・取水施設：水源9か所 ・導水施設：導水管約6km ・浄水施設：減菌設備：4基 ・配水施設：配水池2池、配水管約10km （今後の整備施設） ・配水施設：配水管約29km	【必要性】 ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号） ・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号） 【効率性】 ・事業実施について3案を作成し、費用、新たに整備が必要となる施設等を比較することで、より効率性に優れている案を採用したことを説明	当該事業全体の早期完成を目指し、補助を継続

（注）防衛庁「平成15年度事前及び中間段階の事業評価の政策評価書」を基に当省が作成した。